

みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の最終案について

1 趣旨

▽ 法に基づき県が策定する「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」について
現行の計画期間がいずれも令和5年度で満了することから、新たな計画を策定するもの

障害者プランと障害福祉計画の関係

名称	みやぎ障害者プラン	宮城県障害福祉計画
根拠法	障害者基本法第11条第2項	障害者総合支援法第89条 児童福祉法第33条の22（H30.4.1施行）
性格	県の障害者施策に関する基本的な計画 （ 施策集のイメージ ）	障害福祉サービスの提供体制の確保等 に関する計画（ 目標・指標集のイメージ ）
期間	任意 （現行：H30-R5年度、次期：R6-11年度）	国の指針で規定 （現行：R3-5年度、次期：R6-8年度）
策定	国の「障害者基本計画」を基本とし、 県の障害者の状況等を踏まえ策定	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針に即し、市町村の障害福祉計画と整合性を図りながら策定 法に基づき第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画を一体的に策定
意見反映	県の審議会（障害者施策推進協議会※1）の意見を聴かなければならない	県の審議会（障害者施策推進協議会※1）の意見を聴かなければならない ----- 県の協議会（自立支援協議会※2）の意見を聴くよう努めなければならない

※1 以下「施策協」という。 ※2 以下「自立協」という。

2 計画策定の経過

年月日	みやぎ障害者プラン	宮城県障害福祉計画
R4.11月	施策協及び自立協での審議・議論① 「プランの骨子について」	施策協及び自立協での報告 「第6期障害福祉計画の進捗状況」
R5.1月	施策協及び自立協での審議・議論② 「プランの重点施策について」	
〃 3月	令和4年度「宮城県障害者施策推進基礎調査（アンケート調査）」の実施	
〃 5月		障害福祉計画に係る国の基本指針改正
〃 6月	施策協及び自立協での審議・議論③ 「プランの各論について」	市町村計画担当者会議の開催
〃 8月	主な障害福祉関係団体への意見照会	市町村計画における成果目標等の照会 施策協及び自立協での審議・議論① 「計画の構成・目標設定の考え方について」
〃 11月	施策協及び自立協での審議・議論④ 「プラン中間案について」	施策協及び自立協での審議・議論② 「計画中間案について」
〃 12月	両計画の中間案に係る県議会保健福祉委員会への報告 パブリックコメントの実施（約1か月）	
R6.2月	施策協及び自立協での審議・議論⑤ 「プラン最終案について」	施策協及び自立協での審議・議論③ 「計画最終案について」

3 みやぎ障害者プランの構成

総論	基本理念「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」、計画策定の趣旨・背景、計画期間、対象とする障害のある人の範囲
障害のある人の現状等	障害者手帳所持者数、障害福祉サービス費等の推移、アンケート調査の概要
重点施策	(1) 障害を理由とする差別の解消 (2) 雇用・就労等の促進による経済的自立 (3) 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成
各論	(1) 共に生活するために 心のバリアフリーの推進、情報のバリアフリーの推進、誰もが住みやすいまちづくりの推進 (2) いきいきと生活するために 活動・活躍の機会創出と参加促進、多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実、雇用・就労の促進 (3) 安心して生活するために 相談支援体制の拡充、生活安定のための支援、在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備、保健・医療・福祉等の連携促進、防犯・防災対策の充実
プランの推進と進行管理	プラン策定の経過、障害保健福祉圏域の設定、プラン推進のために（役割分担・進行管理等）

4 宮城県障害福祉計画の構成

基本的事項	計画策定の根拠及び趣旨、基本理念、策定の目的、区域の設定、計画期間 など
提供体制の確保に係る目標	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援の充実 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 障害児支援の提供体制の整備等 (6) 相談支援体制の充実・強化等 (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策	(1) 障害福祉サービスの実施に関する考え方 (2) 障害福祉サービス等の必要な量の見込み ①障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み、②その他の活動指標 (3) 障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策
障害者支援施設等の必要入所定員総数	
障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置	
地域生活支援事業等の実施に関する事項	